

誤記に関する検討（その1）

特許第1委員会
第5小委員会*

抄 録 特許出願の実務において、誤記に気付いた場合、どこまで補正が認められるかが明確ではなく、補正すべきか否か迷うことがある。

そこで当小委員会では、判決例および審決例を検討し、出願人が審査過程や権利付与後に誤記に気付いた場合に、「誤記の訂正」を目的とした補正・訂正をすべきか否かの判断の一助となるような誤記の態様別一覧表を示すとともに、事例から導かれる実務上の留意点について紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 誤記の訂正とは
3. 誤記の訂正に関する事例のデータ分析と誤記の態様別一覧
 3. 1 判決例の抽出
 3. 2 審決例の抽出
 3. 3 事例のデータ分析
 3. 4 誤記の態様別一覧
- (以上, 本号)
4. 誤記の訂正の事例検討
5. 誤記に関する諸外国の法制度
6. おわりに
- (以上, 次号)

1. はじめに

特許出願において「誤記の訂正」を目的として補正・訂正を行うことは、制度上は権利付与前、付与後のいずれの段階でも可能であり、出願人にとって、そもそも記載されているべき表現が意図せずに違う表現で記載されてしまっているのが本来誤記と認識するものであるから、特許出願の実務担当者（以下、単に「実務担当者」）は、明らかな誤記については認められる

ものと考えている。したがって、実務担当者は、通常は誤記についてあまり意識していないのが実態であると考えられる。

しかし実際には、古い2つの最高裁判決^{1)~3)}にもあるとおり、出願人（あるいは権利者）が誤記と認識しても「誤記の訂正」と認められないケースがある。また、実務担当者が誤記に気付いた場合に、どこまで補正（あるいは訂正）が認められるか明確な判断基準はなく、補正（あるいは訂正）すべきか否か実務担当者が迷うことがある。

本稿においては、誤記の訂正に関する過去の判決例及び審決例を検討し、実務担当者が「誤記の訂正」を目的とした補正・訂正をすべきか否かの判断の一助となるように、検討結果を基に誤記の態様別に一覧表にまとめた。また、検討結果の中から、「誤記の訂正」に関して実務上の留意すべき点を明らかにした。

なお、本稿は2012年度特許第1委員会第5小委員会の構成員である、橋尾知容（小委員長：昭和電線ビジネスソリューション）、黒田訓行

* 2012年度 The Fifth Subcommittee, The First Patent Committee

(小委員長補佐：大和ハウス工業)，相原京子 (KIMOTO)，岩田正洋 (アステラス製薬)，江守英太 (エーザイ)，片桐巧 (小糸製作所)，河村樹寛 (三菱電線工業)，後藤康徳 (武田薬品工業)，佐藤幸恵 (三井・デュポン ポリケミカル)，廣瀬浩 (住友ベークライト)，増山智将 (新日鉄住金ソリューションズ)，山内隆伸 (オムロンヘルスケア)，吉澤賢一 (凸版印刷) の執筆によるものである。

2. 誤記の訂正とは

「誤記の訂正」とは、特許・実用新案審査基準 (以下、単に「審査基準」) 及び審判便覧において各々、次のように定義されている。

審査基準には、『「誤記の訂正」とは、「本来その意であることが明細書、特許請求の範囲又は図面の記載などから明らかな字句・語句の誤りを、その意味内容の字句・語句に正す」ことである。』⁴⁾ と定義されている。

また、審判便覧には、『「誤記の訂正」とは、錯誤により本来の意を表示していないものとなっている記載を、本来の意を表す記載に訂正することをいう。』⁵⁾ と定義されている。

審査段階では、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正について、最初の拒絶理由通知を受ける前、あるいは最初の拒絶理由通知に対する補正であれば、いわゆる新規事項の追加に該当しない範囲で「誤記の訂正」を目的とする補正が可能である (特許法第17条の2第3項)。特許請求の範囲についての補正の範囲が制限される最後の拒絶理由通知に対する応答時や拒絶査定不服審判請求時でも、「誤記の訂正」を目的とする補正が認められている (同条第5項第3号)。

また、権利付与後の訂正においても、訂正審判 (法第126条第1項第2号)、特許無効審判における訂正の請求による訂正 (法第134条の2第1項第2号) として、「誤記の訂正」を目的

とする訂正が認められている。

3. 誤記の訂正に関する事例のデータ分析と誤記の態様別一覧

「誤記の訂正」は、自発補正、審査、審判又は裁判のいずれの段階でも行われるが、本稿においては、裁判及び審判段階の事例、すなわち、判決例及び審決例について検討を行った。

「誤記の訂正」に関する過去の判決例及び審決例については、以下のように抽出して検討した。

3. 1 判決例の抽出

判決例の抽出に当たっては、パテントビューロ判例データベース⁶⁾を使用し、キーワードによる全文検索により179件を得て、そこから「誤記の訂正」に関する判決例として、70件 (特許67件、実用新案3件) を抽出した。

この判決例には、1件の事例で「誤記の訂正」の箇所が複数のものがあり、「誤記の訂正」の箇所の総数は115件であった。

3. 2 審決例の抽出

審決例の抽出に当たっては、パテントビューロ審決データベース⁷⁾を使用し、キーワードによる全文検索及び条文検索により、特許審決例113件、実用新案審決例104件を得て、そこから「誤記の訂正」に関する事例として、特許審決例93件、実用新案審決例77件を抽出した。

これら審決例においても、1件の事例で「誤記の訂正」の箇所が複数のものがあり、「誤記の訂正」の箇所の総数は特許審決例164件、実用新案審決例180件であった。

3. 3 事例のデータ分析

上記抽出した事例において、誤記の態様を、

- 1) てにをは (単なる誤記)
- 2) てにをは (文脈の解釈が異なる)

- 3) 符号
- 4) 請求項の引用番号
- 5) 文言
- 6) 読点 (,)
- 7) 数式・化学式
- 8) 数値
- 9) 単位
- 10) 図面
- 11) その他 (誤誤を含む)

の11種類に分類した。図1～図3に、判決例、特許審決例、実用新案審決例各々における誤記の態様の内訳を示す。

図1～図3より、誤記の態様としては、判決、審決ともに文言の誤記の訂正の割合が70%程度と最も多く、てにをは、符号、請求項の引用番号、読点、数式・化学式、数値、単位、図面の誤記の訂正は割合としては少ないことがわかる。文言は、発明を特定するための最も重要な要素であるため、誤記の訂正を求める出願人が多い。一方、てにをは、読点等については、誤記が明らかである場合は権利範囲等への影響が少なく、文脈の解釈が異なる場合は誤記の訂正により新規事項の追加とされるおそれがあるため、積極的に誤記の訂正を求めないためと思われる。

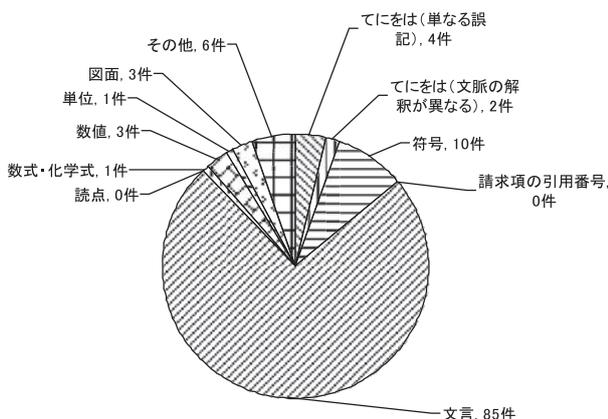


図1 判決例における誤記の態様の内訳

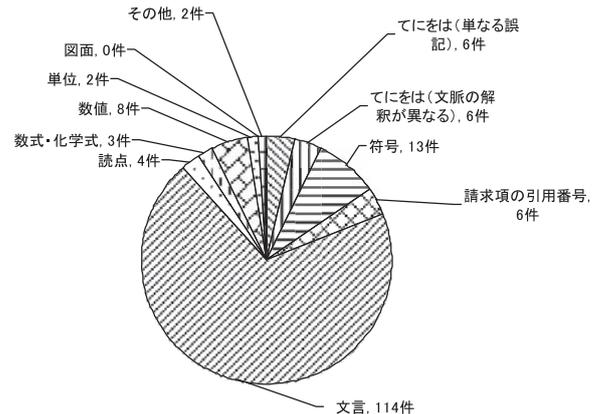


図2 特許審決例における誤記の態様の内訳

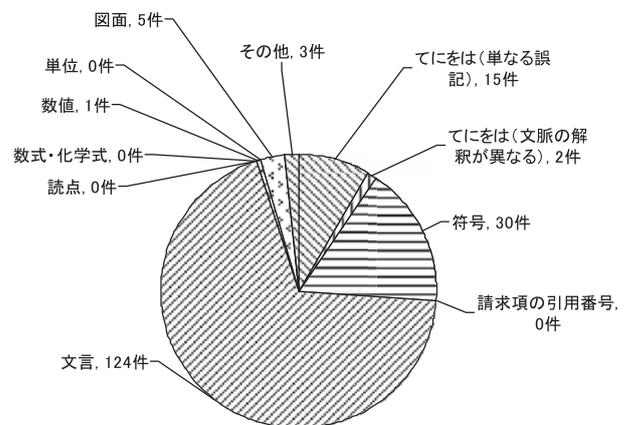


図3 実用新案審決例における誤記の態様の内訳

次に、上記抽出した事例において、「誤記の訂正」の対象を、請求項、明細書、図面、その他の4種類に分類した。図4～図6に、判決例、特許審決例、実用新案審決例各々における「誤記の訂正」の対象の内訳を示す。併せて、対象別に認められた件数も示す。

図4～図6より、請求項の誤記の訂正が認められた割合は、判決においては50%以下、審決においては70%程度であった。これに対し、明細書の誤記の訂正が認められた割合は、判決、審決いずれも80%以上と請求項と比べると高いことがわかる。請求項の誤記の訂正は、明細書と比較して認められにくい傾向であるが、明細書の記載を参酌しても当業者から見て明らかな誤記とは言えないケースが多いためである。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

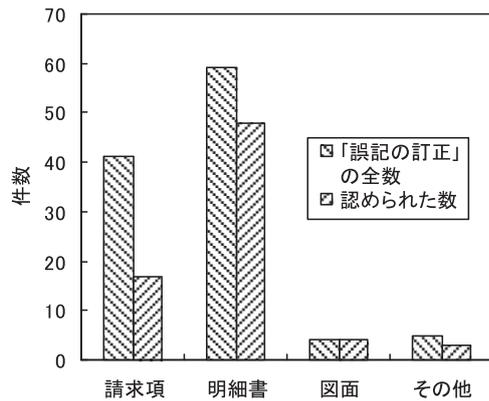


図4 判決例における「誤記の訂正」の対象の内訳

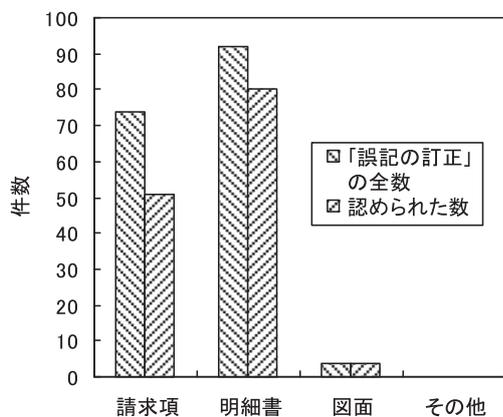


図5 特許審決例における「誤記の訂正」の対象の内訳

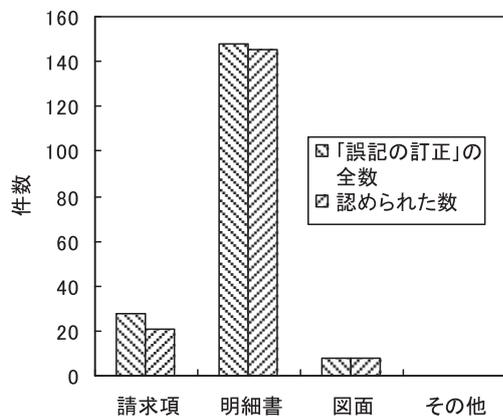


図6 実用新案審決例における「誤記の訂正」の対象の内訳

また、そのようなケースで誤記の訂正を認めてしまうと、権利範囲の拡張・変更によって第三者への不利益となることから、明細書と比較して認められにくい傾向にあるものと思われる。

また、誤記の訂正の対象については、判決例や特許審決例においては明細書の訂正が請求項の訂正に比べて若干多い程度であるのに対し、実用新案審決例では明細書の訂正が圧倒的に多いことがわかる。その明細書の訂正は、判決(81%)、特許審決(87%)と比べて、実用新案審決例ではほぼ誤記の訂正が認められる(98%)傾向にある。

さらに、上記抽出した事例において、「誤記の訂正」を認めるか否か判断する根拠を「技術常識」、「明細書に記載の意図から判断」、「明細書中に正しい記載があり整合を図るもの」の3つに分類した。図7～図9に、判決例、特許審決例、実用新案審決例各々における「誤記の訂正」を判断する根拠の内訳を示す。

図7より、判決例においては、3ついずれの根拠もほぼ同程度の割合であった。ただし、図には示していないが、判決例において「技術常識」から判断した事例の割合が、請求項の誤記の訂正では20%程度であるのに対し、明細書の誤記の訂正では50%程度であった。

一方、図8、9より、審決例においては、「明細書に記載の意図」から判断した事例が最も多く、「明細書中に正しい記載があり整合を図るもの」も比較的多かったものの、「技術常識」から判断した事例の割合が10%程度と少なかった。審決例では、主に明細書の記載から判断される傾向があるのに対し、判決例では、明細書の記載に加えて技術常識も参酌してより柔軟に判断されている傾向があるものと思われる。

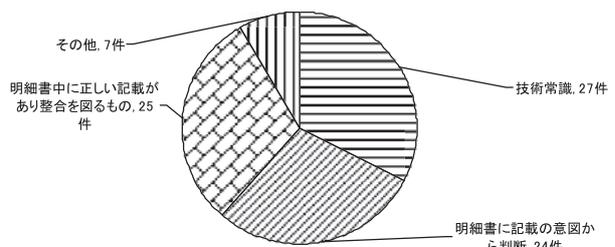


図7 判決例における「誤記の訂正」を判断する根拠の内訳

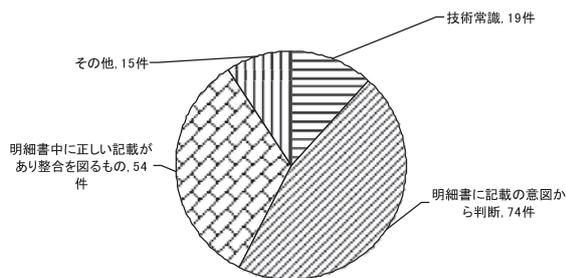


図8 特許審決例における「誤記の訂正」を判断する根拠の内訳

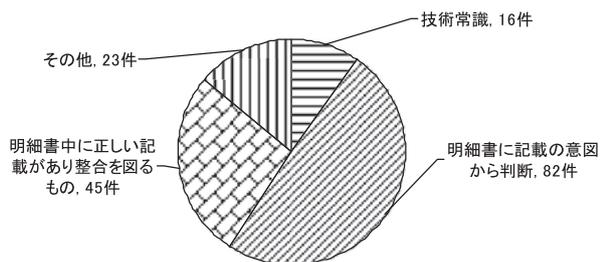


図9 実用新案審決例における「誤記の訂正」を判断する根拠の内訳

3. 4 誤記の態様別一覧

(1) 誤記の態様別一覧表

上記で抽出した判決例及び審決例から、誤記の訂正の可否について検討する上で参考になると考えられた案件27件をさらに抽出し、表1に誤記の態様別一覧表（以下、「一覧表」という。）をまとめた。

一覧表で取り上げた誤記の態様は、上記3.3における11分類のうち、

- 1) 文言
- 2) 読点 (,)
- 3) 数式・化学式
- 4) 数値
- 5) 単位
- 6) 図面
- 7) その他（誤訳を含む）

の7分類である。

(2) 一覧表に関する考察

一覧表について、以下のとおり考察を行った。

①出願人の意図とは異なった記載がなされており誤記であるとの主張を行っても、誤記であることが客観的に明らかではなく、明細書等全体の記載から誤記の訂正前の記載について矛盾がないと判断される場合は、誤記の訂正は認められない（事例No.8, 16及び19）。一方、誤記の訂正前の記載自体が明瞭で、誤記であることが客観的に明らかでなくても、明細書等全体の記載を考慮した上で、誤記の訂正が認められる場合もある（事例No.1及び4）。よって、出願人は、明細書の作成時には誤記が生じた場合においても、誤記の訂正の根拠となる記載を含むような手当て（一例として、コピー&ペーストを避ける、化合物名を化学式とカナ文字で併記する等）をした明細書等を作成するのが望ましい。

②明細書等全体の記載から誤記であることが明らかと思われる場合でも、請求項のみからは誤記であることが明らかではない場合、権利付与後は権利範囲の拡張又は変更による第三者への不利益がより重視され、誤記の訂正は認められないとした判断がある（事例No.6及び9）。権利付与後の訂正の段階では審判決において厳しい判断がなされることがあるため、できるだけ早期に誤記を発見し、審査段階で誤記の訂正を行うことが望ましい。

③誤記が原因による誤記の訂正の案件では、優先権書類は誤記の訂正の根拠として使用できない（事例No.10及び26）。また、根拠がなければ誤記と認められない場合がある（事例No.27）。

④審判請求書など明細書、請求項及び図面以外を対象とする誤記については、出願経過等を総合的に参酌された上で判断される（事例No.5）。

(3) データ及び一覧表から見た誤記の態様別の訂正可否の参考判断指針

以下に、上記で抽出した判決例及び審決例の考察に基づく訂正可否の参考判断指針を示す。但し、事例の多くは権利付与後の段階における

「誤記の訂正」であることから、権利付与前に行う「誤記の訂正」を目的とする補正の可否の判断レベルと異なる可能性がある点に留意されたい。

①一般的には、誤記が明細書等の記載または技術常識から明らかであれば訂正が認められる可能性が高く、明らかでない場合は訂正が認められる可能性は低くなる。

②権利付与後の請求項の誤記の訂正については、権利範囲の拡張又は変更による第三者への不利益について重視される結果、認められる可能性が低くなる。

③「て、に、を、は」や読点(、)については、訂正が認められる可能性が高い(データ分析、事例No.14)。ただし、訂正によって意味が異なったり不明瞭になるような場合は、認められない可能性もあるので、注意が必要である(事例No.15)。

④符号やクレームの引用番号については、誤記が明細書等の記載から明らかである場合が多く、訂正は比較的認められやすい(データ分析)。

⑤文言については、文言の重複や変換ミスのように一見して誤記であることが明らかなケースでは訂正が認められやすい(事例No.2及び3)。一方、一見して明らかではない文言の誤記は、明細書の記載や技術常識から判断され、訂正が認められる可能性が低くなる(事例No.7及び13)。

⑥数値・数式・単位については、明細書の記載との整合性や技術常識を考慮した上で、ケースバイケースで判断される(事例No.11, 12, 16~23)。

⑦図面の誤記については、明細書の記載や他

の図面との整合を図ることを目的とするなど、軽微なものであれば訂正は認められやすい(事例No.24及び25)。

注 記

- 1) 「フェノチアジン誘導体製法」事件(昭和41年(行ツ)第1号, 最高裁昭和47年12月14日第1小法廷判決)
特許請求の範囲の「Aは分枝を有するアルキレン基」との記載を「Aは分枝を有することあるアルキレン基」と訂正することは、本件特許発明の詳細な説明の項中にその趣旨を表示された「Aは分枝を有するアルキレン基」と「Aは分枝を有しないアルキレン基」との両者のうち、前者のみを記載したのが本件特許請求の範囲にはかならないとして誤記の訂正を認めなかった。
- 2) 「あられ菓子の製造方法」事件(昭和41年(行ツ)第46号, 最高裁昭和47年12月14日第1小法廷判決)
特許請求の範囲の「3乃至5°F」を「3乃至5°C」と訂正することについて、「3乃至5°F」自体きわめて明瞭で、明細書中の他の項の記載等を参照しなければ理解しえない性質のものではなく、明細書の全文を通じ一貫して「3乃至5°F」と記載されている等の理由で誤記の訂正を認めなかった。
- 3) 時井真「特許請求の範囲における誤記の訂正の限界」知的財産法政策学研究Vol.24(2009)
- 4) 特許・実用新案審査基準「第三部 第三節 最後の拒絶理由通知後の特許請求の範囲についての補正」6.2
- 5) 審判便覧「54-01 訂正審判の請求の対象, 訂正のできる範囲」2.(3)
- 6) 特許判例データベースホームページ
<http://tokkyo.hanrei.jp/>(参照日2012年7月12日)
- 7) 審決データベースホームページ
<http://shinketsu.jp/>(参照日2012年8月9日)

表1 誤記の態様別一覧表

事例No.	誤記の態様	事件番号	裁判所／特許庁	裁判／審判種別	誤記訂正の内容 (補正・訂正含む)	誤記の対象	誤記が認められたか否か (○or×)	ワンポイント
1	文言	平成11年(行ケ)7号	東京高裁	審決取消 (無効審判)	ベルト本体 ⇒ ルール本体	請求項 及び 明細書	○	訂正前の用語自体の意味が明瞭である場合であっても、明細書、図面を参照(クレームと課題を解決するための手段以外は一貫して正しい記載)して誤記の訂正が認められた事例。
2	文言	訂正2000-39095	特許庁	訂正審判	「該マーク部直前のスペース部の長さとの組合せによって決定される該駆動パルスのラストパルス移動量TLを変化させる」 ⇒ 「該マーク部直後のスペース部の長さとの組合せによって決定される該駆動パルスのラストパルス移動量TLを変化させる」	請求項 及び 明細書	○	出願当初の明細書又は図面の記載から、直接的かつ一義的に導き出せるものであって、実質上特許請求の範囲を拡大し又は変更するものではないものとして訂正が認められた事例。
3	文言	審判1999-39083	特許庁	訂正審判	「使用者の洗濯によりドア開放信号を出力するドア信号出力手段」 ⇒ 「使用者の選択によりドア開放信号を出力するドア信号出力手段」	請求項	○	漢字変換ミスによる誤記の事例。請求項の「洗濯」を「選択」への訂正請求について、審判では対応する明細書中の記載内容や、選択と洗濯の発音を検討して、訂正を認めた。
4	文言	無効2005-80101	特許庁	無効審判	「50mmの」 ⇒ 「50mm以上の」	明細書	○	考案の詳細な説明の欄における「50mmの」を請求項、実施例など残余の記載をもとに明らかな誤記とされ、「50mm以上の」とする訂正が認められた。
5	文言	平成5年(行ケ)197	東京高裁	審決取消 (拒絶査定不服審判)	株式会社上野製薬応用研究所 ⇒ 上野製薬株式会社	審判請求書	審決 判決 × ○	審判請求人(拒絶査定不服審判)についての誤記であっても、出願から審判請求に至る経緯を踏まえ関係記録を総合的に判断することにより、誤記として認められた。
6	文言	昭和41年(行ツ)1号	最高裁	審決取消 (訂正審判)	「Aは分枝を有するアルキレン基」 ⇒ 「Aは分枝を有することあるアルキレン基」	請求項	×	誤記であることが明らかであっても、訂正することによって「分枝を有しないアルキレン基」も含むことになる。よって、特許請求の範囲の拡張となり、特許請求の範囲の表示を信頼する一般第三者の利益を害することになるため訂正は認められないとした最高裁判例。
7	文言	平成18年(行ケ)10126号	知財高裁	審決取消 (訂正審判)	「(鈎部材は) 枠体の内側に設けられているガイド部に案内される軸部により上下方向へ移動可能に設けられて」 ⇒ 「(鈎部材は) 枠体の内側に設けられているガイド部に案内されて軸部により上下方向へ移動可能に設けられて」	請求項	×	たった一文字の違いだけだが、実質上特許請求の範囲を拡張または変更するものに該当するとして訂正が認められなかった事例。
8	文言	平成15年(行ケ)第525号	東京高裁	審決取消 (訂正審判)	「イソブレン系重合体」 ⇒ 「イソブチレン系重合体」	請求項	×	文言の誤記の事例。請求項の「イソブレン系重合体」が「イソブチレン系重合体」の誤記であると主張したが、明細書に「イソブレン系重合体」の技術内容が記載されていることから、誤記とは認められなかった。
9	文言	平成10年(行ケ)第336号	東京高裁	審決取消 (訂正審判)	触媒添加水素シルセスキオキサン樹脂 ⇒ 水素シルセスキオキサン樹脂 触媒添加希釈水素シルセスキオキサン樹脂 ⇒ 希釈水素シルセスキオキサン樹脂	請求項 及び 明細書	×	クレーム及び明細書中の用語に余分な用語が付加されたため、当該付加された用語を削除する訂正を求めたが、訂正後の記載が当業者にとって客観的かつ一義的に明らかではないとして訂正が認められなかった事例。
10	文言	昭和56年(行ケ)82号	東京高裁	審決取消 (補正却下決定不服審判)	臭素 ⇒ 礬素	請求項 及び 明細書	×	翻訳ミスによる誤記の事例。請求項及び明細書の「臭素」を「礬素」への訂正請求について、裁判所は優先権の基礎となっている外国出願を根拠に誤記の補正ができないとした。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

事例 No.	誤記の 態様	事件番号	裁判所／ 特許庁	裁判／ 審判種別	誤記訂正の内容 (補正・訂正含む)	誤記の 対象	誤記が 認められ たか否か (○or×)	ワンポイント
11	文言, 数値	平成21年(行ケ) 10004号	知財高裁	審決取消 (無効審判)	200cm ³ /(m ² ・d・bar), 好ましくは 20cm ³ /(m ² ・d・bar) 以下のガス透過率を有するフィルムをパッケージ包装材として使用することを特徴とする請求項22に記載のプロセス。 ⇒ 200cm ³ /(m ² ・d・bar)未満, 好ましくは20cm ³ /(m ² ・d・bar)未満のガス透過率を有するフィルムをパッケージ包装材として使用することを特徴とする請求項22に記載のプロセス。	請求項	審決 × 判決 ○	数値範囲を示す「以下」を「未満」に訂正する審決で「請求の範囲を拡張又は変更するもの」として認められず、判決で「請求の範囲の減縮及び誤記の訂正」と認められた事例。
12	文言, 数値	平成18年(行ケ) 10268号	知財高裁	審決取消 (訂正審判)	0.5重量%以下の水酸化カリウム ⇒ 0.5重量%以上5重量%以下の水酸化カリウム	請求項	審決 × 判決 ○	数値範囲に誤記があっても誤記の訂正が認められることがある。
13	文言	平成20年(行ケ) 10216号	知財高裁	審決取消 (無効審判)	上記調整板上に位置決めされ、スペーサによって互いの間隔が保持された上記走行レールと ⇒ 上記調整板上に位置決めされた上記走行レールと	請求項	審決 ○ 判決 ×	審決では認められたが、明細書の内容により当該文言は記載されていると認められ、判決では誤記とは認められなかった事例。
14	読点 (,)	無効2002-35539	特許庁	無効審判	「被加熱調理容器等を載置する天板と、本体外郭を構成する外郭ケースとの一体化構成において、」 ⇒ 「被加熱調理容器等を載置する天板と本体外郭を構成する外郭ケースとの一体化構成において、」	請求項	○	文意よりみて明らかな誤記の訂正を目的としたものとして、請求項に記載の読点を削除する訂正が認められた事例。
15	読点 (,)	審判1999-39059	特許庁	訂正審判	「被洗浄車両の洗浄手段、ワックス手段、および乾燥手段を配設した据置型洗車装置本体内に、前記車両を搬送し、搬出する手段として、前記車両の車輪を支持するローラコンベヤを床面に備え、」 ⇒ 「被洗浄車両の洗浄手段、ワックス手段、および乾燥手段を配設した据置型洗車装置本体内に前記車両を搬送し、搬出する手段として、前記車両の車輪を支持するローラコンベヤを床面に備え、」	請求項	×	読点の削除という一見すると些細な訂正であっても、それにより意味を不明瞭にする場合があり、そのような場合、訂正は認められない。
16	単位	昭和41年(行ツ) 46号	最高裁	審決取消 (訂正審判)	3乃至5 ℉ ⇒ 3乃至5 ℃	請求項	×	その記載自体きわめて明瞭で、℉と℃との差が顕著であるにもかかわらず、明細書の全文を通じ一貫して「3乃至5 ℉」と記載されており、誤記の訂正が認められなかった事例。
17	数値	訂正2006-39069	特許庁	訂正審判	「0.2mm～1.4mm」 ⇒ 「2.0mm～1.4mm」	請求項	○	手続補正によって生じた誤記を訂正したものであり、当初の明細書の記載事項の範囲内であることは明らかであるとして、請求項の数値範囲の誤記の訂正が認められた事例。
18	数値	無効2004-80086	特許庁	無効審判	「1.10～0.40」 ⇒ 「0.10～0.40」	明細書	○	クレームと課題を解決するための手段には正しい記載 (0.10～0.40) があり、下限値が「1.10」とそもそも銅/真鍮の比としてあり得ないとして技術常識も参酌したうえで明細書の数値範囲の誤記の訂正が認められた事例。
19	数値	訂正2004-39007	特許庁	訂正審判	等電点：約3.5 ⇒ 等電点：約4.5	請求項 及び 明細書	×	物性値の訂正で、明細書中の当該数値が一貫して訂正前の値であることでなんの矛盾もなく、誤りが当業者に明らかでないとして認められなかった事例。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

事例 No.	誤記の 態様	事件番号	裁判所／ 特許庁	裁判／ 審判種別	誤記訂正の内容 (補正・訂正含む)	誤記の 対象	誤記が 認められ たか否か (○or×)	ワンポイント
20	数値	平成19年(行ケ) 第10261号	知財高裁	審決取消 (無効審判)	[L1の測定] に「i1=」 ⇒ [L1の測定] に「i1= <u>0</u> 」	明細書	審決 ○ 判決 ×	条件式の誤記が認められなかった事例。明細書の記載(誤記の前後との関係)より無効審判では誤記と認定されたが、裁判所では、条件式の特殊性を考慮し、誤記を認めなかった。
21	数式、 化学式	平成18年(行ケ) 10210号 平成18年(行ケ) 10212号	知財高裁	審決取消 (無効審判)	「 $\theta - DLI$ 」 ⇒ 「 $\theta - D/LI$ 」 「 $(12EI/QR1)L/2$ 」 ⇒ 「 $(12EI/QR1)L^{1/2}$ 」 「 $R1 = 2D/Q2$ 」 ⇒ 「 $R1 = 2D/\theta D^2$ 」	請求項	○	本件のように「次元の異なる物理量の間で減算を行うことの技術的な意味は理解が困難である」というような理由で誤記として認められる場合もある。
22	数式、 化学式	無効2008-800161	特許庁	無効審判	式(A) $C_3H_{(2k+1)}(OCH_2CH_2O)_kC_3H_{(2k+1)}$ ⇒ 式(A) $C_3H_{(2k+1)}O(CH_2CH_2O)_kC_3H_{(2k+1)}$ 式(B) $C_3H_{(2k+1)}CO(OCH_2CH_2O)_kCOC_3H_{(2k+1)}$ ⇒ 式(B) $C_3H_{(2k+1)}COO(CH_2CH_2O)_kCOC_3H_{(2k+1)}$ 式(C) $C_3H_{(2k+1)}CO(OCH_2CH_2O)_kC_3H_{(2k+1)}$ ⇒ 式(C) $C_3H_{(2k+1)}COO(CH_2CH_2O)_kC_3H_{(2k+1)}$	請求項 及び 明細書	○	化学式の誤記の事例。グリコール化合物として各式の具体的な化合物名が記載されていたことから、それらの化合物を表す化学式を誤記として訂正が認められた。
23	数式、 化学式	訂正2011-390017	特許庁	訂正審判	「 $P \leq 7.5D$ 」 ⇒ 「 $P \leq 7.5/D$ 」	請求項 及び 明細書	○	数式の誤記の事例。請求項の「 $P \leq 7.5D$ 」の「 $P \leq 7.5/D$ 」への訂正が、補正を意図していなかった「 $P \leq 7.5D$ 」の記載を、補正前の本来の記載に戻すものとして、誤記の訂正と認められた。
24	図面	平成18年(行ケ) 10125号	知財高裁	審決取消 (無効審判)	図中の引出線が示す場所の誤記。	図面	○	金型の抜き方向が考慮されていないとの原告主張であったが、他の図と照らし合わせて見ると誤記であることは明らかであると判断された事例。
25	図面	審判1999-35657	特許庁	無効審判	第1図において、ファン付板22に有する空気吸入孔22aの下側を表示すると思われる点線を空気吸入孔22aの上側を表示すると思われる点線と略対照の位置に修正。(正面図と側面図の整合させるために隠れ線の位置を訂正するもの。)	図面	○	正面図と整合するように隠れ線を訂正。他図の記載からみて誤記と認められると判断された事例。
26	その他 (誤訳)	昭和52年(行ケ) 46号	東京高裁	審決取消 (補正却下 決定不服審判)	<u>ポリ酢酸ビニル</u> ⇒ <u>ポリビニルアセタール</u>	請求項	×	優先権の基礎となるドイツ出願には正しく「ポリビニルアセタール」と記載されていたが、わが国への出願時に「ポリビニルアセタート(ポリ酢酸ビニル)」と誤訳し、訂正を求めたが、わが国への出願明細書のみにより、その記載した事項の範囲内であるかどうかを検討しなければならぬとして認められなかった事例。
27	その他 (誤訳)	訂正2010-390047	特許庁	訂正審判	「(c) 共有結合により環状に閉じている二本鎖DNAを形成するために、生産された制限フラグメントの <u>分子内部</u> を結合する工程と、」 ⇒ 「(c) 共有結合により環状に閉じている二本鎖DNAを形成するために、生産された制限フラグメントの <u>分子間</u> を結合する工程と、」	請求項	×	PCT出願明細書(ドイツ語)において、「intramolekularer」を「分子間を結合する」と訳すべきところを、「分子内部を結合する」と誤訳し、訂正を求めたが、「分子間」が正訳であるとする根拠がなく認められなかった事例。

(原稿受領日 2013年10月26日)